

空き家実態調査の結果について

本市市内の空き家の件数及び分布状況などを把握し、総合的な空き家対策の基礎資料とすることを目的に、平成30年度に市内全域を対象に行った実態調査の結果を公表します。今回の調査結果を策定予定である本市空き家等対策計画に反映させるとともに、本市の空き家に関する課題を明確にし、空き家対策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

調査方法と結果

「地方公共団体における空家調査の手引き」(国土交通省住宅局)に例示される現地調査項目を参考に、外観目視にて市内全域の建築物を調査し、空き家の可能性が高い建築物を抽出しました。また、抽出された建築物については、同時に建築物自体の不良度の判定を実施し、段階別に評価結果を区分しました。

①地区別空き家数		②不良度ランク別空き家数			
地区名	空き家数	不良度	空き家数	割合	
本庄地域	本庄地区	682戸	A	348戸	20.4%
	藤田地区	68戸	B	597戸	35.0%
	仁手地区	34戸	C	526戸	30.8%
	旭地区	200戸	D	90戸	5.3%
	北泉地区	154戸	E	110戸	6.4%
児玉地域	児玉地区	187戸	不明	35戸	2.1%
	共和地区	112戸	合計	1,706戸	100%
	金屋地区	138戸			
	秋平地区	73戸			
	本泉地区	58戸			
合計		1,706戸			

※不良度におけるランク付けは点数制となっているため、各ランクの上位と下位で不良度に差が生じている場合や、一部に明確な危険性が見られることで不良度が高くなっている空き家があります。

○各不良度における空き家の状態

A	管理に特段問題がなく、現況のまま利用可能な空き家
B	比較的小規模な修繕で利用可能な空き家
C	倒壊の可能性はないが、現況のままの利用は困難な空き家
D	倒壊や部分崩壊等の可能性があり、周辺への影響が懸念される空き家
E	倒壊や部分崩壊等の可能性が高く、除却や一部修繕等の対応が必要な空き家
不明	調査時に敷地内の草木の繁茂などの原因により、外観目視による不良度判定ができなかった空き家

★空き家に関すること 都市計画課 ☎25-11136

空き地に関すること 環境推進課 ☎25-11173、支所環境産業課 ☎72-1334

空き家・空き地を適正に管理しましょう

空き家や空き地は所有者の財産であり、適正に管理されていないことが原因で他者に損害を与えた場合は、所有者がその責任を問われます。

台風が通過する場合などは、空き家から屋根材や雨どいなどが飛び散ることもあり、草木が生い茂ることで害虫の発生や道路への越境、枯れ草による火災発生の危険性があります。

空き家や空き地を所有する皆さまには、建物や敷地周辺を今一度点検すると共に、破損箇所の修繕や草刈りなどを行い、適正に管理していただくようお願いします。



出典：パンフレット「空き家管理・活用の道しるべ」
埼玉県空き家対策連絡会議 2019.3より一部抜粋

国民健康保険ガイド

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者は毎年所得の申告が必要です

申告をしないと加入者の所得が分からないため、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が正しく算定できません。所得に応じて利用する高額療養費の給付が受けられないなどの不利益が生じる場合がありますので、期間内に申告を行うようにしましょう。

★保険課 ☎25-11116

●申告が必要な方

- ・16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- ・後期高齢者医療制度加入者とその世帯主
- ※国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していない世帯主及び

●申告が不要な方

- ・配偶者控除・扶養控除の対象者や所得がない方も申告が必要です。
- ※令和2年1月1日現在、本庄市に住民登録があった方は、14ページで申告日程と会場、申告時に必要なものを確認してください。
- ※令和2年1月2日以降に本庄市へ転入した方は、令和2年1月1日に住民登録していた市町村へ申告してください。
- ・税務署で確定申告をした方
- ・勤務先で年末調整をした方
- ・公的年金等の支給がある方(遺族年金・障害者年金を除く)

市職員の人事異動

12月31日付け退職

高橋 秀樹(教育委員会事務局文化財保護課長補佐兼文化財保護係長)

★行政管理課 ☎25-11160

★環境推進課 ☎25-11172



■令和元年11月分のごみの量(t)

可燃ごみ 2,395.28 不燃ごみ 135.30
 有害ごみ 1.69 資源ごみ 25.17
 合計 2,557.44
 前年同月の全体量より 3.49%減少しました(1人1日当たりのごみ排出量約39.9g減少)。引き続き、ごみの減量化・資源化に更なるご協力をお願いします。

悪天候時のごみ収集について

降雪などの悪天候時は、交通事情や道路状況等の影響で通常より収集が遅れたり、やむをえず収集を中止することがあります。このような場合には、ごみの排出をできるだけ控えていただき、次回以降の収集日に出していただきますようご協力をお願いします。なお、ごみを排出する時は、風にあおられたり、足元が滑りやすいなど、大変危険ですので十分注意してください。

集団資源回収予定表 <回収品目は古紙類・缶類です>

回収場所	日程	時間	問合せ先
アスピアこだま	2月2日(日) 3月1日(日)	午前9時~11時	ハートtoハート(佐久間さん) ☎22-9300
本庄市役所	2月16日(日)	午前9時~11時 午後1時~3時	佐久間さん ☎22-9300
本庄南公民館 ※布類回収も実施	2月8日(土)	午前9時~11時	ポノポノ ☎23-2195
就労継続支援B型事業所「佐久間さんち」(本庄高校北側)	2月21日(金)	随時受付	

※天候等の理由で変更になる場合もありますので、各団体にご確認ください。